

## 告 示

### 埼玉県告示第八百九十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

#### 二 作業種類

公共測量（三級水準測量、MMS計測及び座標補正）

#### 三 作業地域

国道十七号バイパス（新大宮上尾道路）

さいたま市中央区円阿弥地先～上尾市地頭方地先

#### 四 作業期間

平成二十九年七月三十一日から平成二十九年十二月二十二日まで